

京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月31日京都市条例第166号）（市会事務局総務課）

諸般の状況により、現在実施している市会議員の報酬の額の特例措置について、その期間を平成19年3月31日まで延長することとしました。

この条例は、平成18年3月31日から施行することとしました。

京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第166号

京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する
条例

京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第2条及び附則第2項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月3
1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局総務課)